

令和 8 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 5月臨時会付託案件 1
- 1. その他 3

令和 8 年 5 月 1 5 日（金曜日）

議会運営委員会会議録

令和8年5月15日 金曜日

午前11時53分開議

午後 0時02分閉議（実時間9分）

○本日の会議に付した案件

1. 5月臨時会付託案件
1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	山本幸廣君
副委員長	田方芳信君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	谷口徹君
委員	橋本幸一君
委員	深田浩介君
委員	村川清則君
委員	山本敬晃君
議長	高山正夫君

※欠席委員 成松由紀夫君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記

松崎広平君
荒木朋美君

（午前11時53分 開会）

○委員長（山本幸廣君） 定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件はタブレット端

末のレジュメのとおりであります。

◎5月臨時会付託案件

○委員長（山本幸廣君） 今回、当委員会に付託となっております発議案第2号・八代市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由については、本会議において谷口議員より説明があったとおりですが、本委員会の賛同議員がおられますので、何か補足説明等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ないようでありますので、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） なければ、質疑、意見等ありませんか。

○委員（橋本幸一君） 3点ほど。まず、6条の3項で、議員報酬の減額の割合、100分の20から100分の50までであるが、この根拠というのはどういう根拠の下でこんなやってあるんですか。

○委員（谷口徹君） 法的な根拠はありません。先例市議会の例を大分調べました。直近でつくっているところが米子市議会で、その率が今回、八代市議会で提案してるのと同じで、ほかにも会津若松市とかも同じ例でした。

ただ、会津若松市に関しては、欠席の期間がちょっと違うというところがあって、先ほど申し上げましたように、特に法的な根拠はなく、いろんな先例市の事例を参考にして規定案をつくらせていただきました。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 大体この幅で作成されてるということで理解してよろしいですか。

○委員（谷口徹君） おっしゃるとおりで構わないと思います。

○委員長（山本幸廣君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） 結構です。

それから、返納の部分があったですよ。6の部分ですね。（委員谷口徹君「第5条になります」と呼ぶ）5条やったか。

○委員長（山本幸廣君） もう少し詳しく質疑してください。

○委員（橋本幸一君） 第5条の返納の実効性ですね。これは、もし返納がなされない場合、その時点での対策といいますか、法的な状況の中で返納を求めるって、その部分はどうなってますかね。

○委員（谷口 徹君） 今回の条例案にはそこまで定めておりません。ですので、第9条を見ていただいてよろしいでしょうか。議長への委任というのがありますので、議長が別に定めるというところが適用されるかと思います。

○委員（橋本幸一君） そこは非常に議長の責任が重いということになっていくかと思いますし、その煮詰めというのも必要じゃないかなとは思いますが、そこは一任していいのかなと。もうちょっとそこはしっかり、ここの部分は煮詰める必要があるんじゃないかなということを感じておるんですが。（委員谷口徹君「質問でいいですか」と呼ぶ）質問というか、もうちょっとここは公的にしっかりした対応が可能かどうかということであれば、議長にそれを一任というのも非常に議長の責任が重いんじゃないかなという思いがするんですけど、皆さん、いかがなんでしょうか。

○委員長（山本幸廣君） 意見でよろしいですか。

○委員（橋本幸一君） 皆さんがそこをそのままでもいいならば、それでも結構です。

○委員（谷口 徹君） 条例で支給を停止する期間というのを定めてありますので、それ以外で支給した額は当然返納するということになりますので、根拠はこの条例で十分だと思います。返納できないというのはちょっとこの条例

で規定する範囲外だと私は考えてます。

○委員（橋本幸一君） 分かりました。今のところ、今日出てきた部分で、私なりにそこはしっかりまた精査させていただきたいと思います。

それと、8条の部分で、結局、病気となった場合、議長が認めるものとあるんですが、ここをもうちょっと具体的に定める必要があるんじゃないかなという。例えば出産とか、それから今、非常に細菌性の病気等もあるわけございまして、その辺の規定というのをもう一つ、もう少し詳しく定める必要があるんじゃないかなと感じてるんですが。（「趣旨が違う」と呼ぶ者あり）趣旨が違うって、これはもう条例の中で、単なる議長がそれを別に認めるということについては、あまりにも雑過ぎるというか、もうちょっとそこは詳細に定めたほうが、議長としてもやりやすいんじゃないかなという、私はそう思っておりますが。

○委員（谷口 徹君） 橋本幸一議員おっしゃるとおり、他市議会の条例では結構細かく規定してらっしゃるところもありました。コロナが流行してときには感染症に対するものに限ってというところもありましたし、女性議員が妊娠した場合のときのことも想定してあるところがありました。

ただ、今後どのようなことが、事態が起きるか分かりませんので、疾病その他やむを得ない中に妊娠・出産は加わるということで、今後、どういう感染症が起きるか分かりません。また、どういった事態があるか分かりませんので、それを柔軟に対応するには、第8条の（2）の疾病その他やむを得ない事由があると議長が認めるものということで規定をさせていただければと考えてます。

○委員（橋本幸一君） そこを付け加えていただければ了解です。

○委員長（山本幸廣君） よろしいですね。御

理解してください。

また、いろんなことありましたら、議会運営委員会でも検討させていただきますので。

○委員（橋本幸一君） またしっかり再度考えていただきたいと思います。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ないようでありますので、これより採決をいたします。

発議案第2号・八代市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山本幸廣君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎その他

○委員長（山本幸廣君） 次に、（2）その他、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全て終了いたしました。これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

（午後0時02分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年5月15日

議会運営委員会

委員長